

令和 2 年度果樹経営支援対策事業（第 1 次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「1. 優良品目・品種への改植又は新植」及び「5. 防風網、防霜ファンの整備」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図を添付の上、役場産業課へ提出してください。「2. 小規模園地整備」「3. 用水・かん水施設設置」「4. 廃園」の要望については、直接、産業課へお越してください。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から④のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者
- ② 本人または後継者が 65 歳未満で、果樹経営面積が 0.8a 以上の農業者  
(ただし、ぶどう単作の場合は、その経営面積を 0.5a 以上とする。)
- ③ 本人または後継者が 65 歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が 0.7a 以上の農業者
- ④ 認定新規就農者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 優良品目・品種への改植又は新植		実施面積：2a 以上
(1) りんご		● 通常の植栽密度を有し、かつ過去 5 年以上通常の生産が行われている園地 ● 過去に補助事業で植栽した果樹の場合、8 年以上経過していなければ実施は不可
① わい化への改植	① 定額：33 万円 / 10a	
② 普通台への改植	② 定額：17 万円 / 10a	
③ 高密植栽培への改植	③ 定額：53 万円 / 10a	
④ 超高密植栽培への改植	④ 定額：73 万円 / 10a	
(2) 落葉果樹普通樹への改植（ぶどう・おうとう・桃）	定額：17 万円 / 10a	
(3) 新植①慣行栽培（普通台・その他落葉果樹）	① 定額：15 万円 / 10a	
②わい化栽培	② 定額：32 万円 / 10a	
③ 高密植栽培	③ 定額：52 万円 / 10a	
④ 超高密植栽培	④ 定額：71 万円 / 10a	
2. 小規模園地整備	定率：1 / 2	
3. 用水・かん水施設設置	定率：1 / 2	
4. 廃園	定額：8 万円 / 10a	担い手以外でも可（2a～5ha）
5. 防風網の整備、防霜ファンの整備		果樹共済の加入（加入が確実）など
① 防風網	① 定率：1 / 2	① 上限事業費 2.3 万円 / 1m
② 防霜ファン	② 定率：1 / 2	② 上限事業費 64 万円 / 10a

※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。

※高密植栽培は 165 本 / 10a、超高密植栽培は 250 本 / 10a 以上から対象となります。

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

優良品目	優良品種（助成対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明 21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり 25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はつみ

※その他果樹の優良品種についてはご確認ください。

# 令和2年度 果樹経営支援対策整備事業(第1次)の実施要望書 (優良品目・品種への転換)

## I 事業主体(農業者)の担い手要件

農業者氏名	農業者住所	電話番号	担い手の区分 <small>(下記を参考に○で囲む)</small>	果樹経営面積 <small>(担い手の区分が②、③の場合は記入)</small>
印	鶴田町大字	■自宅 0173 - - ■携帯 - -	①・②・ ③・④	ha

### ※ 担い手の区分

- ① 認定農業者
- ② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者(ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上)
- ③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者
- ④ 認定新規就農者

## II 事業の内容

園地番号	園地の所在地(1筆ごとに記入)	1筆の全部または一部 <small>(○で囲む)</small>	実施面積	転換元(伐採樹の現況)				転換先(新たに植栽する内容)			
				普通樹またはわい化の区分 <small>(○で囲む)</small>	品 種 名 <small>(品種ごとに記入)</small>	伐採本数	過去の補助事業による植栽の有無	普通樹またはわい化の区分 <small>(○で囲む)</small>	品 種 名 <small>(品種ごとに記入)</small>	植栽本数	植栽間隔
1	市・町 大字 字 番地	全部・一部	m <sup>2</sup>	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化・ 高密植・超高密植		本	×
2	市・町 大字 字 番地	全部・一部	m <sup>2</sup>	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化・ 高密植・超高密植		本	×
3	市・町 大字 字 番地	全部・一部	m <sup>2</sup>	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化・ 高密植・超高密植		本	×
4	市・町 大字 字 番地	全部・一部	m <sup>2</sup>	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化・ 高密植・超高密植		本	×
合 計			m <sup>2</sup>	/				/			

## III 消費税の申告(○で囲む)

課税事業者	① 本則課税
	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

## 令和2年度 果樹経営支援対策事業(第1次)の実施要望書 (防風網、防霜ファンの整備)

農業者氏名	農業者住所	電話番号
印	鶴田町大字 字 番地	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 0173 - - <input checked="" type="checkbox"/> 携帯 - -

### I 事業主体（農業者）の担い手要件

担い手の区分 (○で囲む)	① 認定農業者
	② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者 (ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上とする)
	③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ果樹経営面積が0.7ha以上の者
	④ 認定新規就農者

### II 事業の内容

実施園地の所在地	面積 (㎡)	園地の現状		実施計画 (m、基)
		普通樹または わい化の区分	品 種	
市・町 大字		普通 ・ わい化		
字 番地				
市・町 大字		普通 ・ わい化		
字 番地				

### III 果樹共済又は収入保険制度加入の有無 (○で囲む)

令和2年産果樹共済 又は 収入保険制度 加入の有無	① すでに加入している
	② 申込はまだだが、これから加入する
	③ R3年産から加入する予定である

### IV 消費税の申告 (○で囲む)

課税事業者	① 本則課税
	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

\* 補助金の交付は令和3年3月下旬の予定です。  
したがって、工事代金をいったん全額自己負担する必要があります。

### Ⅲ. 申込締切

- \* 令和2年3月13日（金）【厳守】

### Ⅳ. 留意事項

- \* 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかりと固めて来てください。  
漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。  
実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。
- \* 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください。
- \* 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。  
つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- \* 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和2年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）
- \* 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。  
したがって、事業実施者は経費の全額をいったん自己負担する必要があります。  
（ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可）
- \* 補助金の交付は、年内完了分は令和3年3月下旬、翌年完了分は、令和3年9月下旬の予定です。

## 果樹未収益期間支援事業について

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

### I. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

### II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 果樹経営支援対策事業により改植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円/10a (5.5万円/10a×4年分)	● 下限面積：2a ● 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる ● 複数年の面積合算は認められない